

令和7年度交通安全啓発図画コンクール募集要領

1 趣旨

交通安全意識の啓発を図るため、県内の小、中、高等学校及び特別支援学校の児童、生徒から交通安全に関する図画を募集し、優秀作品を表彰する。

2 主催

長崎県交通安全推進県民協議会

3 募集内容

図画は、交通安全に関するもので、交通安全についての理解と実践を進める内容であること。

4 募集部門（対象者）

- (1) 小学校低学年の部 (小学校1、2、3年の児童)
- (2) 小学校高学年の部 (小学校4、5、6年の児童)
- (3) 中学校の部 (中学校の生徒)
- (4) 高等学校の部 (高等学校の生徒)

なお、特別支援学校の児童、生徒はそれぞれ相当する部門とする。

5 応募要領等

- (1) 市町立の小・中学校は、応募作品を令和7年9月30日（火）までに市町又は市町教育委員会に送付する。
なお、市町、市町教育委員会は、市町立の小・中学校から提出された応募作品を、令和7年10月7日（火）までに長崎県交通・地域安全課あて送付する。
- (2) 国立、県立、私立学校及び市立の高等学校は、応募作品を令和7年10月7日（火）までに長崎県交通・地域安全課に送付する。
- (3) 図画作成の材料は、通常使用するものでよい。規格等についても特に制限しない。
- (4) 応募作品には、必ず出品者の学校名、学年及び氏名（ふりがな）を明記する。
- (5) 応募作品については、原則として返却しない。また作品は、長崎県交通安全推進県民協議会において管理し、交通安全の広報活動等に活用する。
なお、応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

6 審査及び表彰

- (1) 作品の審査は、長崎県交通・地域安全課、長崎県教育庁児童生徒支援課、長崎県警察本部交通企画課、一般財団法人長崎県交通安全協会の関係者及び図画における専門的知見を有する者で行い、各部門から10点以内の範囲で選出する。この中で、最も優秀な作品に知事賞、優秀な作品に県教育長賞を贈る。
- (2) 受賞者については、新聞等で発表する。
- (3) 最優秀及び優秀作品については、長崎県交通安全推進県民協議会総会において表彰する。
- (4) 入選者には、当該学校長を通じて賞を贈る。

〈 注意事項 〉

応募作品には必ず、学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入してください。

図画の裏面に直接記入するか、出品票に必要事項を記入の上、貼り付けてください。

出品票

学 校 名	学 年
氏 名（ふりがな）	